

## 中央都税事務所への質問・要望事項に対する回答

### eLTAX関係

要望事項① eLTAX の利用時間を拡大してほしい。

通年の土日受付対応など、国税の e-Tax と同じ時間帯にしてほしい。【継続】

【回答】

eLTAX では、受付時間の延長や繁忙期の土日対応など、利用者の方のご要望を踏まえ改善が図られてきたところです。利用時間の拡大については、システム面での制約等もありますが、さらなる利用者の方の利便性の向上を図るよう、引き続き、地方税共同機構にお伝えしてまいります。

(法人事業税課)

要望事項② ダイレクト納付の開設手続きを簡素化してほしい。国税と同様にしてほしい。【継続】

【回答】

eLTAX の利便性向上については、現在、地方税共同機構へ順次要望を行っているところでございます。今後もさらなる利便性の向上を図るべく、地方税共同機構への働きかけを行っています。

(徴収課)

要望事項③ eLTAX の週末利用を増やして欲しい。8月第一週の週末、eLTAX で特別徴収をクレジットカードで納税しようと思ったら、できなかった。【継続】

【回答】

eLTAX では、受付時間の延長や繁忙期の土日対応など、利用者の方のご要望を踏まえ改善が図られてきたところです。利用時間の拡大については、システム面での制約等もありますが、さらなる利用者の方の利便性の向上を図るよう、引き続き、地方税共同機構にお伝えしてまいります。

(法人事業税課・徴収課)

要望事項④ 昨年都税より回答のあった「LoGo フォーム」の進捗や概要について教えて欲しい。

【回答】

東京都主税局では、電子申請「LoGo フォーム」を令和 6 年 11 月 19 日に導入済みです。これにより、都税に関する証明等を窓口に来庁することなくパソコン・スマートフォンで申請することが可能となりました。納税義務者本人や代理人による申請も可能となり、権限確認に必要な書類もデータで提出いただけます。個人の方が申請される場合にはマイナンバーカード、法人の方が申請される場合には商業登記電子証明書による電子署名を行い、キャッシュレス決済（クレジットカードまたは PayPay）後、証明等を郵送で交付します。

また、郵送申請についても、事前に LoGo フォームから申請することで、これまで定額小為替のみであった手数料の支払いにキャッシュレス決済が利用できるようになりました。

(固定資産税課)

要望事項⑤ 新規の顧問先が前任の税理士から eLTAX の利用者 ID ・ パスワードを知らされていないケースが多い。本来、前任税理士の責任ではありますが、e-Tax のように登録メールアドレスが不明でもパスワードの再発行が出来るようにして欲しい。

【回答】

現状、利用者 ID の再取得等によりご対応いただいているところです。今回、ご要望いただきました内容につきましては、eLTAX のシステムに関することで、地方税共同機構にお伝えしてまいります。

(法人事業税課)

## 固定資産税関係等

要望事項① 債却資産税の5%残存は中小企業には厳しい、止めてほしい。

【回答】

債務負担による評価額の最低限度は固定資産評価基準第3章第1節第十により、「当該資産の評価額が当該債務負担の取得価額又は改良費の価額の百分の五に相当する額を下回ることとなった場合においては、当該百分の五に相当する額とする。」と定められており、その見直しのためには国による評価基準の改正が必要です。このような要望があったことは所管部署へ伝えます。

(固定資産税課)

要望事項② 事業所税において、床面積や従業員数のカウント基準が分かりづらく、適正な課税の公平性に欠ける。

【回答】

資産割の床面積や従業者割の従業者数の算出方法については、都税事務所でお配りしている冊子「事業所税の手引」にまとめております。東京都主税局ホームページにも掲載されていますので御活用いただければと思います。申告にあたってご不明な点はおたずねください。

適正かつ公平な課税につきましては、未申告事業者の捕捉や申告内容の確認調査等によって申告納付制度の秩序維持に努めています。

(事業税課)

要望事項③ 債却資産税の免税点をわずかに超えるだけで課税される点は不公平

【回答】

固定資産税（債務負担）の免税点制度は、地方税法第351条で規定されており、その見直しのためには国による法改正が必要です。このような要望があったことは所管部署へ伝えます。

(固定資産税課)

要望事項④ 固定資産（土地・家屋）の評価証明の取得について

電子申請による取得申請を行って、郵送ではなくPDFでダウンロードすることはできないか。

申請時に法人の電子証明書ではなく、代表者個人のマイナンバーカード、スマートフォンによる2段階認証などで申請することはできないか。【継続】

**【回答】**

評価証明書を PDF でダウンロードすることは、セキュリティの確保等、技術的な障壁が存在するため即座の実現は難しいですが、このような要望があったことは所管部署へ伝えます。

LoGo フォームによる電子申請では、法人の方が申請される場合は商業登記電子証明書による電子署名が必要ですが、このような要望があったことは所管部署へ伝えます。

(固定資産税課)

**要望事項⑤ 固定資産（土地・家屋）の課税台帳の取得について**

マイナンバーカード等を利用して本人確認の上、電子申請による取得はできないか。

現在申請先が、資産が所在する区の都税事務所のみであるが、他の区（市区町村）の固定資産も申請できるようにならないか。【継続】

**【回答】**

LoGo フォームによる電子申請では、固定資産課税台帳の電子申請を行うことができます。

課税台帳は、都税事務所ごとに備え付けられている閲覧帳簿の写しを交付しているため、資産の所在する区の都税事務所でのみ対応しており、他の区の都税事務所では対応できません。なお、都税証明郵送受付センターにおいては、23 区内の固定資産について課税台帳を発行しております。

(固定資産税課)

**要望事項⑥ 固定資産の価格の縦覧制度について**

縦覧の納税義務者確認を電子で行い、価格を Web で見ることはできないか。

【継続】

**【回答】**

縦覧は、地方税法第 22 条に規定する「秘密」に該当する土地・家屋の価格等の守秘義務について、期間、場所、方法等を指定し限定的に解除するものです。また、総務省で策定されている「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、税務情報等を扱う回線と通常のインターネット回線とを分離する旨が定められております。したがって、税務情報である縦覧帳簿を Web 上で閲覧する形は、閲覧者の制限やセキュリティの確保などの観点から、現行の制度では実現は困難であると考えます。

(固定資産税課)

## その他の要望

要望事項① 都税の電子納税（ダイレクト納付手配、Pay-easyによる納付）のやり方を、もう少し分かりやすい方法にしてほしい。【継続】

【回答】

eLTAX の利便性向上については、現在、地方税共同機構へ順次要望を行っているところでございます。ダイレクト納付については e-Tax のような自動ダイレクト機能実装の検討がされています。今後もさらなる利便性の向上を図るべく、地方税共同機構への働きかけを行っています。

(徴収課)

要望事項② クレジットカード納付などの利便性を上げて欲しい。（特に 1000 万円以上の納付について）【継続】

【回答】

eLTAX の利便性向上については、現在、地方税共同機構へ順次要望を行っているところでございます。今後もさらなる利便性の向上を図るべく、地方税共同機構への働きかけを行っています。

(徴収課)